

報告事項 2

行政文書不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、愛知県を被告とする行政文書不開示決定処分取消請求事件が提起されましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成24年5月21日

教 職 員 課

平成24年5月21日

教 職 員 課

行政文書不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年3月21日付けで名古屋地方裁判所に行政文書不開示決定処分取消請求事件が提起されましたので（4月3日訴状送達）、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 請求の趣旨

- (1) 愛知県教育委員会が原告の平成23年7月25日付け行政文書開示請求に対してなした、平成23年12月21日付け23教高第988号の行政文書不開示決定処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事案の概要

【開示請求の内容】

県立高校に対する開示請求

発達障害と医学診断する医療機関名が記載されている文書

【不開示決定の理由】

- ・ 個人識別情報であるか又は個人を識別できなくとも公にすることによりなお個人の権利利益を害する恐れがあるため
- ・ 生徒指導に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

【原告の主張】

発達障害者支援法において、発達障害(者)の定義は存在しないとの見解を厚生労働省と文部科学省は示している。

そして、原告からの「発達障害と医学診断する医療機関名が記載されている文書 発達障害を有する児童生徒に対する指導助言が記載されている文書」の照会に対して、文書は存在しないとの回答をした。

このことから、発達障害者支援法を含む法令等に発達障害児の判断基準の定義がない以上、愛知県教育委員会が「発達障害者支援法上の発達障害児」が県立学校に在籍するとしなした本件行政文書不開示決定は、法令等の解釈を誤ってなされた処分であるから、取り消されるべきである。

4 第1回口頭弁論期日

平成24年5月28日(月) 午前10時15分